

条件付一般競争入札心得

（目的）

第1条 この心得は、公益財団法人大阪国際平和センターが行う一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

（法令等の遵守）

第2条 入札参加者は、公益財団法人大阪国際平和センター契約事務取扱要綱その他の法令及び入札説明書、契約書（案）の各条項、この心得等を遵守しなければならない。

- 2 入札参加者は、入札に際し、入札執行担当職員の指示に従い、円滑な入札に協力しなければならない。
- 3 入札参加者は、不穏当な言動等により正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の迷惑になるようなことを行ってはならない。
- 4 入札参加者は、仕様書その他契約締結に必要な条件を熟知の上、入札しなければならない。

（入札参加資格）

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

- （1） 成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに破産者で復権を得ない者
- （2） 一般競争入札参加資格を有しない者
- （3） 代理人に入札させようとする場合において、正当な委任を受けていない者
- （4） その他入札説明書に示す入札に参加する者に必要な資格を有しない者
- （5） 前各号に掲げるもののほか、正常な入札の執行を妨げる等の行為をし、又はそのおそれがある者

（入札）

第4条 入札参加者は、所定の入札書に記名押印の上、封筒に入札書を入れ密封の上、指定された日時及び場所において、所定の入札箱に投入するものとする。

- 2 入札参加者は、前項の規定による密封の際は、入札書を入れた封筒を容易に開封しないよう糊付け等で完全に密封するものとし、封筒の表には、商号又は名称、及び入札件名を記載するとともに、「入札書在中」と朱書きしなければならない。
- 3 入札参加者は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要な関係書類を併せて提出しなければならない。
- 4 入札参加者は、契約書（案）及び仕様書を熟覧の上、入札しなければならない。
- 5 入札参加者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると入札執行担当職員が認めたときは、当該入札を延期又は中止することがある。
- 6 入札の執行に際して、天災地変その他やむを得ない理由があると認められるときは、その執行を延期し、又は取りやめることがある。
- 7 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の10%に相当する額を加

算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免除事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100（税抜き金額）に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札場には、入札参加者並びに入札執行担当職員以外の者は入場することができない。

9 入札参加者は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札執行担当職員の指示があるまで入札場を退場することはできない。

（入札書の書換等の禁止）

第5条 入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（開札）

第6条 開札は、入札参加者が出席して行うものとする。

2 入札参加者は、開札開始後入札場に入場することができない。

（無効の入札）

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 第3条各号のいずれかに該当する者のした入札
- (2) 第4条第1項及び第3項に該当しない入札
- (3) 所定の日時及び場所に提出しない入札
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (5) 記名押印又は署名を欠く入札
- (6) 談合その他の不正行為を行ったと認められる入札
- (7) 同一の入札について、2以上の入札をした者のした入札
- (8) 同一の入札について、自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者のした入札
- (9) 同一の入札について、2以上の代理人をした者のした入札
- (10) 前各号に掲げるもののほか、指示した条件に違反して入札した者のした入札

（落札者の決定）

第8条 入札を行った者のうち、入札書に記載された金額が予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とし、この金額を落札金額（以下「落札金額」という。）とする。

（同価格の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定）

第9条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者はくじを辞退することはできない。

（再度の入札）

第10条 開札において、落札者とすべき者がいないときは、改めて再度の入札を行う。なお、当初の入札を除き、2回まで行う。

2 前項による再度の入札を行うとき、第7条の各号のいずれかに該当する入札をした者は再度の入札に参加することができない。

（契約書の提出）

第11条 落札者は、契約書を作成する場合において、契約書に記名押印し、契約担当者に提出しなければならない。

2 落札者が別に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札者としての権利を失い次条に規定する違約金を徴収されるものとする。

（違約金の徴収）

第12条 落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の2に相当する金額を違約金として徴収されるものとする。

（異議の申立て）

第13条 入札参加者は、入札後この心得、契約書（案）の各条項、仕様書又は入札説明事項について、不明又は錯誤等を理由として異議を申し立てることはできない。

（その他）

第14条 入札参加者は、入札に際しては、すべて入札執行担当職員の指示に従わなければならない。